

第7回 世田谷区本庁舎等整備審議会 議事録

- 日時 平成21年5月19日(火) 19:00～20:56
- 場所 世田谷区役所第一庁舎 庁議室
- 出席者 在塚委員、照井委員、中林委員、牧委員、松島委員、井手委員(代理:行方委員)、田名部委員、宇田川委員、後藤委員、倉本委員、河原委員、杉田委員、上野委員、黒木委員、竹内委員、中村委員、柳田委員
- 次第
 - 1 審議
 - (1) 第6回審議会の論点整理(資料7-1)
 - (2) 本庁舎等の整備手法について
 - 現敷地で改築した場合(資料7-2)
 - 世田谷区民会館について(資料7-3)
 - 前川建築に関することについて(資料7-4)
 - 第一庁舎、第二庁舎に関する既存不適格の状況(資料7-5)
 - (3) 答申案の構成素案(参考資料)
 - (4) 第8回審議会の日程確認
 - 2 その他

■議事経緯

【会長】 それでは、ただいまから第7回本庁舎等整備審議会を開催いたします。

本日は委員がご欠席でございますが、2分の1以上の委員の出席でございますので、審議会は成立しております。

それでは、まず本日の配付資料の確認について、事務局からお願いいたします。

(「配付資料の確認」)

【会長】 どうもありがとうございました。

審議会次第に沿って進めてまいりたいと思いますが、終了時間につきましては、おおむね8時30分を目安としたいと思いますので、進行のご協力をお願いいたします。

それでは、審議の1、第6回審議会の論点整理について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 それでは、お手元の資料7-1をごらんください。

まず、本庁舎の検討敷地について、ここの敷地で検討することを議論の前提としたほうがいいのではないかと、また、本庁舎の歴史的経緯という説明の意味は、区役所の中心を動かすことは難しいということではないかと、区役所の主な機能がここに集結することを前提に議論を進めたらどうかという意見がありました。また、これからの検討でボリュームが大きくなったときに、別の敷地が検討に入ってくるかもしれない。ただ、今までの議論は本庁舎が分散している課題があって、中心機能は1つの場所に置いたほうが効率的ではないかという方向で進んでいる。近くに都税事務所と税務署があって改築が決まっているらしい、法務局も入る話もある。そうすると、区役所がここから出て行くと意味がなくなる。本庁舎の検討敷地が6カ所出されたが、これだけなのかという問題がある。ただ、予算のことを一番考えると、6カ所あってもこの場所になると思うという意見がありました。

2点目、増築の可能性についてですが、事務局から今回は審議会の要求によって、仮に現敷地の空地に増築した場合を示したものであり、詳細に検討して有効に機能する案、あるいは推薦案として提示したのではない。実現可能性については法的な問題、既存の建物と接近して建てられるかという問題、有効率の問題など難しい問題がある。既存の建物を大規模に残して増築すること自体が難しく、やったとしてもこの程度にしかならないということを示したものであると説明がありました。

次に、(1) 増築と改築で有効面積に差があることについてですが、実際に事務所として有効に使える面積の差はどれくらいあるのか、増築では共用部分が増えることが気になるという意見がありました。有効面積から考えると、もし4万5,000平米で足りなければ、さらにつくらないと間に合わないという意見も出ました。建物が分散されると、それぞれに廊下やエレベーター、トイレがついてくるわけで、スペース的に無駄も出てくる。2ページに参ります。今日のような増築案は、たくさんのエレベーターやトイレ、階段が要るのでまずい案だということという意見が出ました。

(2) 分散化すると非効率になることについては、増築すると職員の移動が大きくなって、時間の無駄が増えるのではないかと。入り口をたくさんつくれば、目的の場所に行きやすくなるが、庁内移動は平面的に長くなる。ただ、それは縦移動か横移動かの違いだ、9階建てであれば9階分縦に移動しなければならない。職員の問題というよりむしろ来庁者の問題だ。空地に増築した場合、すごく分散化され、事務局の非効率化問題と区民サービス問題が解決できない。この案は話にならないという意見も出ました。また、道路があって、雨には傘を差さなければならない、車いすの人もある、地下通路があっても一般の人

は知らないかもしれない。改築して10階建てぐらいをドンと建ててくれれば一遍に済む。増築は効率のいい建物になるが、最大6万平米近くまで建てられるのに4万5,000平米のプランでいいのか。世田谷総合支所と本庁舎の職員との行き来や、区民利用のつながり、あるいは議会棟と執務棟のつながりはどの程度必要なのか、ほんとうに一塊でなければいけないのかという意見が出ました。一方で、その辺は今回の問題提起として難しいのではないかという意見もありました。

(3) 増築に対する議論の整理としては、審議会の最大の目的は本庁舎の機能とスペースが十分ではない、職務環境もよくないし、区民にとっても十全ではない、その機能をどうするかをまず議論すべきで、それが第1の問いだ、前川建築の扱いは第2の問いだ。今回説明のあった増築が第1の問いに対して答えになっているのか、もしなっていないのであれば、建物の一部は立て直さないといけない。全部をつぶすのも一案だが、どこか一部を残すこともあり得る。まず十分な面積を確保すべきかどうかについて議論を、意見を集約すべきだ。3ページ目へまいります。現庁舎の機能に極めて無理があるから審議会が立ち上がっているんだと、当然機能が発揮できなければいけないので、増築では無理だという意見が出ました。

3点目、改築案の検討の必要性については、改築して面積を広げる必要が絶対にある。もし改築するなら、当然環境に配慮しなければならない。増築ではだめだと思うので、建物を壊して建てた場合にどんな案ができるのか比較したい。改築するとしっかりしたものができるという案が示されないと、増築の議論で終わってしまうのではないか。区民がどこに行ったらよいかかわからないような状態を一番になくしたいという意見に対して、ある程度は目をつぶらなければいけないのではないかという意見もありました。町会に出ると、早く立派なものを建てて、安全で防災に強いまちづくりをやってもらいたいとみんなが言っている。大きく1つの建物になって、みんなが使いやすくわかりやすい区役所にしてほしい。23区で一番大きい、世田谷区にふさわしい建物をつくってほしい。第一から第三庁舎までを1つにして、地下3階でもいいが、地上は5階なら5階で1つにまとめたい方がいい。事務局の検討も委員の案も、改修プラス増築や改修プラス改築ではこの程度しかできないということだと思う。改築したらどんなものができるとかも比較検討して、意見を集約すべきだ。増築すると空地がなくなって、災害時に逃げようがなくなるのではないか、できれば1つになって使いやすくわかりやすい区役所にしてもらいたい。区役所の広さ、働きやすさ、来る人の利便性を考えると、1つの建物にまとまっているのが当然

だ。増築とか違う方向に進んでいってしまう不安がある。こうしてほしいと思っていることは、表現は違っても皆同じだ。4ページ目へ参ります。増築で継ぎ足した3階か4階の低い建物では機能しない。高層とは言わないが、1つの場所で全部機能できる建物に早く改築してほしいという意見が出ました。

また事務局から、増築は大部分を地下に埋めて、執務環境や区民が来る状況が悪くなることを我慢するのか、あるいは事務局が示したとおり分散化してわかりにくくなることを我慢するのか、あるいは全面改築よりお金がかかるような工夫をしてやるのかなど、どこかを我慢しなければいけないという説明がありました。そこまでを我慢するかを考えると、単純増築はないという意見がありました。それから、ある程度我慢しなければならないと思うが、案の中の地下の部分は我慢できない問題だという意見がありました。一方で、ほんとうに増築の可能性がないのか、別の人がもっといいアイデアを出すかもしれないという意見が出ました。

4点目、増築の可能性に関するまとめの意見ですが、審議会には設計提案を求められていない。区役所としての機能をどのように満たすかについての審議だと思う。今までの経過は、改修か増築かという選択だったが、改修では済まず、行政需要を考えるとスペースを増やすことが第一命題だ、これは審議会として了解がとれた。その上であいているところに増やすか、建物の一部または全部をつぶして建てるかの選択ということになって、純粋な増築はないだろうというところまで来たと、それを今日の結論にして、最後の段階の集約に入るべきだという意見がありました。

5点目、区民会館について区はどう考えているのか、あのままでいいのか。この場所に置くべきかどうかという問題もある。増築議論の前に、庁舎をどのように考えるのか議論が必要だ。区民ホールは機能も中身最悪だ、バリアフリー対応ではなく使い物にならない。災害対策拠点としてホールは大事なところだが、役に立たないのではないか。また、中庭はある程度無視をしてもいいのではないかという意見がありました。5ページへ参ります。

6点目、文化的視点については、第一庁舎があと20年たって代官屋敷のような価値が出てくるのかどうか、素人目から見て疑問だという意見に対して、近代建築も代官屋敷もその時代をしょっている、審議会で議論しても最終決定は区民だろうという意見が出ました。また今回の2つの検討結果は、前川建築を残すのか、新しいか古いかを問題にして、新しいほうを残すのかが決定的に違う。ただ、前川建築の文化的な価値については資料がない。区民の意見では、この問題は避けて通れないので、難しい問題ではあるが資料を用

意してほしいという意見が出ましたので、後ほど事務局から前川建築に関することについて資料をご説明いたします。一方、役所の建物に文化的要素が必要なのか疑問だ。希望は立派な建物ではなくて、必要な建物を建てることだという意見もありました。

最後に、答申に向けた準備についてですが、最終答申の時期が間近になって、たたき台をつくり始める段階になってきた。最終的な結論というのが出たかどうか若干問題が残っていると考えられるので、確認的なことについて次回整理をしてほしいという意見がありました。

資料の説明は以上です。

【会長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明について、ご質問、ご意見がありますでしょうか。

【委員】 はい。

【会長】 はい、どうぞ。

【委員】 前回の審議会で、私が私見として増築案の配置計画をお出ししたと思うんですが、その中で第一庁舎と第二庁舎を低層でつないで、第三庁舎を壊すというお話をさせていただいたと思うんですが、それによって今お話があったいろいろな機能しない部分が解決するのではないかというご提案をさせていただいたと思うんですが、それがこの報告書の中では取り上げられていないのはどういうことでしょうか。

【会長】 何か事務局のほうで。

【庁舎計画担当部長】 よろしいでしょうか。

【会長】 はい。

【庁舎計画担当部長】 前回の審議では、いずれにしてもそれはご説明申し上げたとおり、ここで計画案を審議していただく場ではございません。私どもの案についても、また委員さんの私見についても、前回申し上げたこの議事録の要旨の中でもまとめてございますが、法律上もあるいは実際上の問題としても問題があるものであって、それをこの場で直接審議をするものではないということで、それについて特に結論ということは、その案がいいとか悪いとかということについては結論は出さなかった。で、皆さんのご意見は、単純増築という話ではどうも難しいよねということだったので、そういうふうに議事録はまとめさせていただいたということでございます。

【会長】 はい。

【委員】 今、部長からのお話ですと、この文面からはそういうことは受け取れないと

思うんです。多分これを読んだ方は、私の案が出ているということさえわからないんじゃないかと思っております。やはり、増築にもああいうあいた敷地にぽつぽつぽつと建てる案と、第一庁舎と第二庁舎をつなげてやるという案があるんだということを、やはり記録として残しておいてほしいと思うんですね。それで私、今日皆様にお配りさせていただいたのは、先日非常に言葉が足りない部分があったので、より具体的にわかりやすいようにまとめたものです。ですから、これ、もし会長のほうからよろしければ読ませていただきたいし、また今日はそれをわかりやすくするために模型もつくって、皆様にこの敷地でこんなことが可能なんだよということを少しでも見ていただいて、増築、改修の1つの方向性があるんだなということも頭に入れていただきたいなと思って、提案させていただいたわけなんです。その辺はどうお考えでしょうか。

【会長】 これは建築方法の問題ですか。

【委員】 私は、設計をしているんじゃないです。敷地にこういうことが可能ですよという案を出しているんです。

【会長】 今、質問はわかるんですが、それは具体的なその文章のどこを直せば納得するということなんですか。

【委員】 具体的に第一庁舎と第二庁舎を低層でつなげて、そういうバリアフリーの問題、それから分散化の問題、窓口のサービスの問題が解決できますよという案も検討すべきじゃないかということ、やはり文面として入れておいてほしいんですね。

【会長】 この間はそこまでの言葉はなかったんじゃないですか。

【委員】 言葉がなかったとしたら、それは私の未熟なところですので、今日新たにこういう再生計画の私見をお持ちしましたので、じゃあこの第7回の議事録の中でそれを取り上げておいていただければ、それはそれで結構でございます。

【会長】 それでは、いいと思いますが……。

【委員】 はい、いいですか。

【会長】 はい、どうぞ。

【委員】 この第6回の議事要旨の2の増築の可能性についてという項目なんですけれども、「今回は、審議会の要求により、仮に現敷地の空地に増築をした場合ということで提示したものであり」と事務局の案が提示されたということが書かれていて、もう一つ出されたということは書かれていないということは一つ指摘のとおりなんですけれども、それにもまして、次、増築と改築で有効面積に差があるというのは、増築の仕方によっては必

ずしもそうではないというのを委員の案は示しておられたと思うので、こういうふうにかかれるのがちょっと疑問に思いますが、そうですね？

【委員】 全くそうだと思います。あのとき面積も提案したと思います。

【委員】 はい。つまり、実際に議事要旨としてちょっと違っているんじゃないかと思いますが、違いますか。

【庁舎計画担当課長】 議事要旨は議事録をまとめたものですので、このほかに皆さんに確認していただいた議事録がございます。区民の方にはそちらのほうを公開するものです。こちらの議事要旨はすべての方の発言をなるべく網羅する形で、同じ趣旨の発言を割愛している部分もありますけれども、もとはすべての文言が入った議事録から抜粋したものでございますので、基本的には……。

【委員】 じゃあ抜粋の仕方がちょっと間違っていないかという意見です。つまり、増築と改築……。

【庁舎計画担当課長】 ただ、皆さんの前回のご意見については、事務局が出した増築した場合に対するご意見なのか、委員が出された増築案に対するご意見なのか、必ずしも明確に何々ついてということでおっしゃったわけではないので、一応言われたことはすべて拾っているつもりではありますけれども、もし、ここが漏れているということであれば、後で言ういただければこちらを修正することは可能ですので。

【委員】 確かに事務局案のような増築では、有効面積が非常に少なくなるという発言はたくさんあったと思います。ただし、つなげる増築案では必ずしもそういうことではないということの記録が抜けていると思います。

【会長】 そこまで言わなかったんじゃないですかね。

【委員】 そうでしたか。

【会長】 ええ、そこまで言わなくて。

【委員】 ああ、そうですか。

【委員】 いや、議事録の13ページから14ページのところに載っている委員さんのご発言のことだと思います。ですから、13ページの下から七、八行目ぐらいのところには「既存の第一庁舎、第二庁舎をつなげて」という話があり、最後のところで「4万8,000平米ぐらいの床面積はとれるのではないか」というお話があったわけですので、そこを要約した2行ぐらいが論点に載せられるかどうかということではないかとは思いますが、けれども。

【委員】 議事要旨は審議事項ですか。審議事項でなければ、そういうご意見があったことを踏まえて、議事要旨はまた別途適切なものにするにすることにして、議論を先に進めたほうがよろしいかと。

【庁舎計画担当部長】 わかりました。

【会長】 ご意見がございますので、おいおいそういう方向で進めてまいります。

【委員】 すいません、もう一つ。

【会長】 はい。

【委員】 先ほど会長が、今日の審議は8時半までとおっしゃいましたけれども……。

【会長】 ええ、はい。

【委員】 いつも8時半まででしたっけ。

【会長】 そうです。

【委員】 ああ、そうですか。

【会長】 大体8時半で終わらなくてもうちちょっと延びるものですから。

【委員】 ああ、そうでしたか、勘違いでした、9時だと思っていました。失礼しました。

【会長】 じゃあ次に進みます。

やはりこの場所で庁舎を考えると、さらなる分散化を生むことや、相当な部分が地下になることなどから、単純な増築や現庁舎の大部分を残した改築では現庁舎の課題や問題点の抜本的な解決ができないという意見が大半だったと思います。しかし、改築のほうがいいという結論を出す前に、改築したらどうなるか、現庁舎の文化的価値はどうかかなどという資料を出してもらいたいとの要望がありましたので、「現敷地に改築した場合」、「区民会館について」、「前川建築に関すること」の資料を事務局が作成しました。

また、建築物としての機能面や耐震性などの課題の問題が挙げられてきましたが、そのほかの問題点などを整理するために資料をつくらせました。説明をお願いいたします。

【事務局】 では、お手元の資料7-2という資料を用いてご説明させていただきます。なお、前にスライドがございますが、こちらとお手元の資料は同じものがございます。

座って説明をさせていただきます。

まずこの資料は、これまで区が行ってきた調査研究報告書の内容をまとめたものがございます。設定した条件というものも仮のもので、これまでの調査研究報告書のとおりでございます。調査報告書の内容のうち、改修と改築の比較の改築部分について抜粋してご説

明をさせていただきます。

ここで示されている内容につきましては、区として改築するために具体的な検討を行ったプランではございません。また、改築する場合の建築プランを提案したのもでもございません。具体的な整備手法やプラン等につきましては、仮に改築が決まった後の今後の検討が必要な課題と認識してございます。

まず、改築の検討に際しまして、ここに4点ほど挙げておりますが、条件を仮設定として検討を行いました。まず1つ目、こちらは庁舎の規模でございます。第4回審議会でもご議論いただきましたが、床面積45,000平米を検討の条件といたしました。2点目は敷地でございます。ほかに具体的な敷地がないために、現在の区役所の位置に改築する場合といたしました。3点目は駐車場台数です。現在、本庁舎敷地の内外に243台の駐車場がございますが、不足しているということから300台を条件といたしました。また、そのほかに仮設定した条件といたしましては、庁舎分散化を解消するような配置、仮庁舎を設けずに unnecessary コストをかけない計画、最も新しい庁舎である第3庁舎の改築は行わない計画、この3点をその他の条件として検討を行ってございます。

まずこちらは、現在の庁舎の配置と床面積を示してございます。第一庁舎から第三庁舎、プレハブ棟を含めまして、床面積は2万4,643平米となっております。

次に、これは改築した場合の庁舎配置の例でございます。この例では、まず配置の考え方といたしまして、こちらの配置図にありますように東側の敷地に庁舎機能を集約してございます。庁舎は9階程度の高層と、4～7階程度の中層と、その他5階程度の低層棟で構成しております。この高さにつきましては、建築基準法等などの法律的な検討を行いまして、実現可能性というものも確認しております。また、建物の周辺にでき得る限り広場というものを確保しております。区民会館は現状と同様、同程度の5,000平米といたしまして、西側の敷地に配置しております。また、駐車場につきましては、地下を中心に配置しております。なお、この例につきましては、高層棟というものが9階程度となっておりますけれども、周辺との景観上の観点などから高過ぎるということになれば、全体の配置計画の工夫をすることによって階数を下げるということも可能と考えています。また、改築の工程につきましては、現庁舎を利用しながら段階的に解体を進めていって、移転を順次行うということによって、大規模な仮庁舎の建設であったり、近隣オフィスなどの借り上げを必要としないということが可能であると考えられております。

この改築した場合の検討において、特徴というものを整理いたしました。まず1点目、

床面積4万5,000平米というものを確保でき、狭隘化の解消が可能だと。同時に中庭の確保であったり、地上部分で区民交流スペースであったり、執務スペースの確保というものが可能だろうと。2つ目に、庁舎を東側の敷地に集約するというところでございますので、1つの塊として庁舎を配置することが可能になります。よって分散化は解消できると考えております。3点目、こちらは配置計画などを工夫することによって、高層棟であったり中層棟の階数を下げることができます。最後に4点目でございますが、既存庁舎を生かしながら段階的な解体、移転というものが可能なため、大規模な仮庁舎であったり、近隣オフィスの借り上げが不要だと考えております。

また、これは第5回の審議会の際に、事務局より改築の方向性で検討を進めることにした考え方という資料でご説明申し上げましたとおり、区民サービス面、災害対策面、環境負荷対策面、その他というところで、多くの事柄に改善の効果というものが期待されます。例えば、1棟の建物に集約化して各階ごとに広くスペースを確保できるため、わかりやすいレイアウトとなることであったり、車いす利用者も使いやすいような必要十分な窓口スペースを確保することというものが可能になります。また、災害対策本部として十分な耐震性を備えた庁舎になるとともに、新たに最善の配置、必要諸室及び必要機能の確保、検討というものが可能であると考えています。また、環境面につきましては、区内の環境への取り組みを牽引できるような環境に配慮された庁舎とすることが可能です。

本日ご説明させていただいた内容は、これまでの調査研究報告書からの抜粋でございます。区として改築に対する具体的な検討を行ったプランではございませんが、条件を幾つか仮設定して、実現可能な考え方の一例というものをお示したものでございます。

「現敷地で改築した場合」につきまして、ご説明は以上となります。

【庁舎計画担当課長】 それでは、続きまして、「世田谷区民会館について」の資料を作成しましたので、ご説明いたします。お手元の資料、A3版の7-3をごらんいただきたいと思います。

まず、世田谷区民会館の現状等についてご説明いたします。区民会館及び集会室は、区民の福祉増進と文化の向上を目的としてつくられたものでございます。区民会館ホールは、主に音楽、演劇、講演等の催し物などに利用されています。また、区が主催する成人式や新年の集いなどの大勢の区民が集まる行事などは、主に区民会館ホールを利用しています。集会室は主に各種集会や研修会などに利用されています。

本庁舎に備えるべき区民会館ホールの機能や規模などについて、考え方を右上に整理し

ました。1番としまして、区民の文化活動の場、区民交流の場として、各種イベント等を開催することのできる、区民ホールとしての機能を確保すること。2番としまして、大震災等の災害発生時に、その応急活動等が行える場の確保が必要であること。3番目として、すべての人に使いやすいようにユニバーサルデザイン等に十分配慮し、利用者の区民ニーズに応えられる機能が必要であるとしております。以前にもご説明しましたが、世田谷区民会館は建築後50年近くが経過しまして、老朽化が進行し、外壁の剥離や雨漏りなどがあり、定期的な補修が必要な状況です。また、平成13年に耐震補強工事を行ってまいり、新耐震基準と同等の性能を確保していますが、災害対策拠点として必要な耐震性能までは確保できていません。また、災害対策機能としまして、観客席が傾斜固定席であるため、災害時の救援活動スペース、ボランティアの活動スペースや救援物資の集積スペースとして使用が難しいという問題点があります。さらにバリアフリー化の観点からは、段差を多用した構造の建物でありまして、スロープや段差解消機などで対応し切れていない場所があります。一方で、利用者の声としまして、最近のホールと比べると、既に機能面での老朽化が進み、舞台裏が狭くて舞台展開ができない、防音室がないため楽器の音合わせができない、また楽屋が使いにくい、これらの理由でプロの演奏家などの音楽の鑑賞も限られたものになってきてしまっているなどの声が上がっています。

裏面をごらんください。区内の区民会館及び集会室の現状でございます。現在、区では各地域に区民会館を設けております。定員の欄ですが、世田谷地域以外の区民会館の定員は約300名～500名程度となっております。しかし、世田谷地域はほかの地域にあるような300名～500名規模の区民会館がなく、1,200名規模の現在の区民会館ホールが地域の区民会館を兼ねてございます。以上のように、災害対策面や世田谷地域における区民会館の必要性を考えた場合、区民会館につきましても改築の方向で検討を進めてまいりたいと考えております。

区民会館に関する説明は以上でございます。

【事務局】 続きまして資料7-4についてご説明させていただきます。

前回の審議会におきまして、現庁舎の文化的価値に関する資料提供のご提案をいただきました。世田谷区民会館及び区庁舎につきまして、専門家や学識経験者の方など個別の評論はございますが、文化的価値について客観的に評価した資料は確認できておりません。このため、世田谷区民会館及び区庁舎の概要、建築的な特徴、設計者である建築家前川國男氏の略歴等についてそれぞれ整理いたしましたので、これについてご紹介をさせていた

だきます。

初めに、区庁舎及び区民会館に関する概要につきましてご説明させていただきます。世田谷区民会館と区庁舎の設計者選定に当たっては、当時といたしましては新しい試みでありました設計競技というものが1957年に実施され、4つの建築事務所の中から前川國男設計事務所案というものが選ばれております。区民会館、第一庁舎、第二庁舎は、いずれも前川國男設計事務所による設計となっております。区民会館及び区庁舎は、区民のためのコミュニティセンターとして親しみやすい空間をつくりたいというようなことが意識され、設計されていたようでございます。なお、当初区民会館は、区庁舎とともに結婚式場や図書館なども含む複合施設といたしまして使用されてきております。その後結婚式場は廃止となって、図書館は移転し、現在は区政情報センターであったり、本庁舎の一部事務室というふうに使われております。第一庁舎につきましては、時代の変遷とともに建築に対するニーズも変わり、改修を繰り返してきております。

次に、世田谷区庁舎と区民会館に見てとれる前川建築の特徴というものについて、客観的に書かれているものを探した結果、京都工芸繊維大学の松隈教授の記述が見つかりましたので、これについてご紹介させていただきます。松隈教授は、前川建築の特徴を次の4点にまとめております。1といたしまして、建物の正面ファサードが道路と平行に正対して整然と置かれていること。2といたしまして、建築のブロック群が敷地全体をごく自然に分割し、ほどよいスケールの領域感をつくり出していること。3といたしまして、建物の足元に設けられた風の通り抜けるピロティが、見る者の視線を奥に見え隠れする中庭へと誘い、深みのある外部空間を構成されていること。4点目といたしまして、内外の空間が人の動きに伴って次々に展開する、流れるような構成になっていること、以上のような特徴が、世田谷区民会館と区庁舎には見て取ることができると特徴づけられてございます。

なお、こちらの資料にはございませんが、生誕100年前川國男建築展実行委員会監修の本を参考にしますと、『『大きな庇』は、それまでの建物には見られなかったものであり、回遊性のあるテラスや外部階段、中庭とともに、都市的な広場を生み出そうとしていることがうかがえる』と記載されてございました。なお、前川國男氏の略歴につきましては、下段に記載しているとおりでございます。

資料7-4「前川建築に関すること」についてのご説明は以上でございます。

【庁舎計画担当課長】 引き続きまして、最後の資料でございますけれども、資料7-5をごらんください。現在の第一庁舎と第二庁舎における法令面での問題点を整理したも

のでございます。

第一庁舎と第二庁舎につきましては、建築基準法をはじめとする各種の関係法令上既存不適格の建築物となっています。既存不適格建築物とは、建築当時には法律の条件を満たして適法であった建築物であって、その後のさまざまな法令の改正により、法律に抵触する部分が生じている建物のことをいいます。建築基準法のほか、ユニバーサルデザインなどの法令等に照らし合わせると、さまざまな既存不適格箇所があると考えられますが、建築基準法に関する主な既存不適格項目は以下の表のとおりです。なお、第一庁舎は区民会館に増築されたものでありますので、第一庁舎と区民会館は一体の建物という建築上の取り扱いになっていますので、ここでは括弧書きで区民会館と記載しています。

まず第一庁舎について、大きくは日影、防火、避難の各関係規定に関する既存不適格項目がございます。具体的に申しますと、日影関係規定につきましては、第一庁舎が国士舘大学の敷地に一定時間以上の日影を落としている状態であるため、改善が必要です。次に防火関係規定につきましては、建築物内部で火災が発生したときに、火災を一定の範囲以内にとどめてほかに拡大しないようにする必要がありますが、現在の庁舎では、エレベーター部分及び1階、2階の吹き抜け部分などについて防火区画が適切になされておられません。次に、避難関係規定につきましては、第一庁舎の1階部分は、階段部分から屋上への出入り口まで安全に避難できるように防火シャッターなどで区画する必要がありますが、そうなってございません。

第二庁舎につきましては、第一庁舎と同様に、防火関係規定と避難関係規定について既存不適格な箇所がございます。なお、現在の状態で使っている分には法律上の問題はありませんが、増築や改修など大規模の修繕や模様替えを行う場合には、現行法規に合うように改善する必要がありますが、このような改修を行うと有効床面積がさらに大幅に減少するなど、現実的にはかなり困難であると考えられます。

以上で資料7-5の説明を終わらせていただきます。

【会長】 どうもありがとうございました。

ただいまの説明について、皆様にご意見をいただきたいと思います。この資料につきまして、何かご意見がある方、いらっしゃいますでしょうか。

【委員】 ちょっとよろしいですか。

【会長】 はい。

【委員】 7-4の前川案を世田谷区が選定した理由というのは、何か記録があります

か。

【庁舎計画担当課長】 探したんですけれども、当時の記録が残念ながら見つかりませんので。

【委員】 わかりました。

【会長】 それでは、また順番にお話を伺いたしたいと思います。今まで説明があったことにつきまして、じゃあ委員。

【委員】 私は、委員が前回の案をより具体的化してご提案されるということでしたら、そのご説明も聞いてから、あわせて審議してはどうかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

【会長】 どうでしょうか。そういうお話がありますけれども。

【委員】 私は構いません。先ほどのようにパワーポイントを持っていますので、それでやらせていただければよりわかりやすいですけれども。

【会長】 あくまでも私見の説明ということで。

【委員】 これは縮刷版になっているんですけれども。それでは、説明をさせていただきます。

皆さんのお手元にあります資料ですが、我々は基本的には使えるものはなるべく使っていきこうと、それにはどういうことをしたらそれが可能かということはこの資料ではまとめております。それで大きなコンセプトとしまして、まず最初に1ページ目に全体事業費の抑制につながるということですね。壊して新たにつくるよりは、現在のものを修繕し改修し、なおかつ増築することによって、今まで不自由な部分を、機能を満たしていくことというのは可能なんです。そういう可能性が、税の使い道としてあまり大きな事業費をかけないでそういうことができるということが、1つのコンセプトとしてあります。

それから2番目に、抜本的な改修により既存の庁舎を新築と同様の機能に向上させることが、現在の建築技術では可能であるということですね。ですから、全く改築と改修は同じようなレベルの庁舎ができるということです、それもお金をかけずにできるということですね。それからその例として、先ほど区民会館の例がありましたけれども、次のページに、これは東北大学百周年記念会館、この会館は50年たったホールなんですけど、これを改修しまして現代の音楽ホールに再生しております。そういうふうにもいろいろな事例がたくさんありますので、ぜひその辺を、「皆さんでしっかりお勉強して」と言ったら失礼な言い方かもしれませんが、そういう事例があるんだということをご認識いただきたい

と思います。

3番目に、使い続けることが最も地球環境に貢献する、これは先ほど、今度新しく建てる庁舎が環境に優しい庁舎だと言っていますけれども、今のコンクリートを約2万8,000平米ぐらい、区民会館を入れると何平米あるんですかね。3万幾つぐらい……。

【庁舎計画担当部長】 3,000ぐらいですか。

【委員】 3万3,000ぐらいのコンクリートを壊す環境負荷というのは、役所としては計算したことございますか？

【庁舎計画担当部長】 ありません。

【委員】 ありませんね。

【庁舎計画担当部長】 はい。

【委員】 これは今の時代には非常にふさわしくないと思います。公共建築物というのは、その辺まできちんと調査して、現代の環境にいかにかに負荷を与えていないんだということを、やはり皆さんにお示しすべきだと思うんですね。そういう意味で、使い続けることが環境に優しいということを私は考えます。

4番目に、建物というのは、船や飛行機のように構造や強度や性能を組み立ててつくるものじゃないんです。それができ上がってくるまでには、その土地の歴史や文化というのが建物の中には内包されているんです。そういう文化性の継続ということは、区民生活の中で非常に重要なことなんですね。それをきちんと語らなくちゃいけないのではないかと、ということで、使い続けることはいかに周囲の住民、区民が環境というか景観に対して、なれ親しんだ景観の中でまた時を過ごしていけるという、非常に環境に優しい地域をまた50年間継続できるということですね。そういう意味で記憶を継承するということは、非常に人間の文化の中では大切なことではないかと。それを50年たったから、古くなったから壊すということは、また新しいものを建てて50年たったら壊すんですか、そういう文化でいいんですかということです。物を使い続けるということは、そういう継続して使うということが必要なんだということなんです。だからスクラップアンドビルドの時代はもう終わりましたよということが、世界的にみんなそういう「環境、環境」という中で考えられているわけですから、やはりこの3万3,000平米のコンクリートを壊すCO₂の排出量というのは、大変な環境負荷になると思います。これは今専門家に、私どものほうでどのぐらいの負荷が出てくるのかということのを数字で皆様にお示しできるように、いろいろ検討というか調査していただいております。その方も忙しい方なので、いつごろに出

てくるかわかりませんが、本来は行政がきちんとそういうものを、「このぐらいのCO₂が出るんだけど、壊してやらなくちゃならないんだ」ということを、委員の方にお示しする必要が私はあると思います。

それから、5番目は周辺環境への影響を最小にする。これは9階建ての建物といいますと、この辺は大抵高い建物でも5階建てなんです。ですから、やはり5層以下の建物を建てるといことが、この地域にとっては絶対に必要だと思います。今回私が示させていただいたのは4階建ての建物で、周りの地域にあまり高さの負荷をかけないような計画にしています。これはCGでつくったグラフィックです。下の部分は中庭で、新しくできた建物が中庭を囲むような形で写っている写真ですね。それから右のほうは、今日お持ちして、実際のものを見ていただきかけたんですけども、模型をつくってよりわかりやすく皆さんにお示ししたいなと思っています。これは模型写真です。

次に再生計画の具体的な提案というのが書いてありますが、これは鉄骨造の第三庁舎を解体して、第一庁舎と第二庁舎をつなぐ増築計画です。これをやりますと、2階の部分で8,300平米というものすごいフラットな一続きのフロアーがとれるんです。8,300平米の執務空間です。もちろん廊下とか階段も入っていますけれども、それがいかにバリアフリーとかユニバーサルデザインとか、それから市民サービスとかそういうものに非常に有効な計画であるかということがわかります。それから増築する庁舎は2つの庁舎とつながっているので、既存庁舎の階段やエレベーターを活用できます。その結果、有効に使える面積が増え、増築する部分の建設コストも低減できます。なぜ新しい第三庁舎を解体するのか、理由は鉄骨造の第三庁舎は、先ほど言いましたように環境負荷のことを考えますと、この第三庁舎は鉄骨できておりますので解体時の負荷が非常に少ない、また材料が再生可能な率が高いということで、第三庁舎を壊してつなげたほうがよろしいのではないかと、私どもは結論づけております。

それから、敷地を有効利用し、執務空間のほとんどに窓からの採光が得られます。高低差を利用し、窓が設けられる西側地下1階は事務室空間としても使えます。前回でもお話ししましたが、西側が斜面になっておりますので、地下1階まで事務室空間として使えますよというご提案です。

それから、その下は周辺環境との調和を考え、新築部分は地上4階、地下3階の計画とします。この地下3階部分にエネルギーセンターをとりまして、ここに災害用のいろいろな備蓄、それから全体の庁舎の機械室とかエネルギーセンターをつくりまして、それから

地下2階に約8,000平米の駐車場をとります。この8,000平米の駐車場をとりますと、何か災害時にそこがいろいろ拠点として利用できます。そういう利点を持っておりません。

【委員】 8,000平米って何台分ぐらいですか。

【委員】 約250台分ぐらいです。駐車場は地下1階にも約40台ぐらいとりますので、約300台近くはとれております。まあ300台も今の時代にふさわしいのかということは、議論しなくちゃいけないところだと思うんですが。

そういう今お話が、広場の地下躯体をつくり直して拡充し、地下駐車場として広場の防災拠点としますと。第一庁舎、第二庁舎は内部を徹底的に改修し、現代のオフィス機能に更新し、だれもが使いやすく地球環境に優しい庁舎に再生します。ですから、これは今の技術では、全く新しい庁舎と変わらないような改修ができると思っております。

【会長】 よろしいですか。

【委員】 最後のページ、ごめんなさい、早く話します。

第一庁舎、第二庁舎は耐震診断の結果により必要に応じて耐震補強を行い、十分な防災性能を確保し、場合によっては免震レトロフィット等も検討します。

増築部には緑豊かなテラスを配置します。2階や3階の屋上は植栽のあるテラスを整備し、ビオトープ等を検討します。また非常時にはテント等の設置が可能なような屋上にしたらどうかと思っております。

第二庁舎と増築部の間には光庭を設け、地下1階まで外光が入る計画とします。第二庁舎と新しく増築する部分のつなぎの部分ガラスの箱でつくって、そこでいろいろな換気システムとか光を地下1階まで入れられるような計画を考えております。

地球環境の温暖化防止に役立つような方法を導入します。自然エネルギー（再生可能エネルギー）を積極的に活用します。太陽電池を屋上や手すり等に設置し、既存庁舎の屋上の設置も検討します。太陽光温水機を設けて給湯等に活用します。中間期は空調をとめて、窓による自然換気を実施できるようにします。できるだけ自然採光を活用し、窓際の照明は、昼間必要以上に明るくならないようにセンサーで調光します。照度は支障がない限り低く設定し、最小限の電力使用となるよう配慮します。また便所や階段等の共有部には人感センサーを設けて、必要なときだけ照明が点灯する構造とします。それと廊下の照度とかも、今国土交通省で200ルクスとか言っていますが、それを50ルクスぐらいに落としても、多分廊下とかのスペースはそのぐらいの明るさで可能ではないかと思うん

ですね。

最後にこのような面積表を載せております。

ちょっと早口でざっとご説明させていただきましたが、審議の時間になるべくとっていただけるように、本来だったら模型を見ていただくのが非常に一目でわかりやすいんですけども、後でどこかに置いておきますので、見てください。

議長、以上です。

【会長】 はい、わかりました。

それでは、今の委員の資料も含めまして、ご意見をとと思いますが、当然こういう話は本番のときに全部考えなきゃならないことですから。

【委員】 そうでしょうね。

【会長】 ええ、ですからそれは1つの参考として……。

【委員】 あっ、それともう一つ、先ほどの不適格建築物の話は、多分役所の方はご存じだと思うんですけども、建築審査会というのがありまして、その建築審査会にかければそういう不適格建築物の審査をきちんとしてくれるんですね。ですから、必ずしも既存不適格建築物はそのまま使ってはいけないということではないんです。そういう審査会でこういうふうにしたいたいということを提案してやっていけば、審査会で審議してくれると思います。ですから、全くだめだということではないということをご認識しておいていただきたいと思います。

【会長】 それでは、今の委員のお話も含めて、ちょっと委員のほうからうかがいます。

【委員】 たくさんの情報が最初から終わりまであったので、何を今一番申し上げるのがいいかなと思いますが、今まで建て替えないといろいろと必要な要求される機能だとか要求される面積というのは獲得できないと、みんなイメージしがちだったと思うんですね。私自身も実際にいろいろと作業をしてみないと、ほんとうになるべく今のものを使い、そして周辺環境を圧迫しないあり方が可能なのかということは、実際にはつきりわからなかったわけですけども、今日、委員が示してくださったことによって、別にこの案しかないということではなくて、必ずしも全面建て替えでなくてもこういう可能性があるということがわかったことが、大変よかったと思っています。そして、前川建築を残すということがよりよいものをつくるのにマイナスで、それを何とか残してつくるということは無理をしているのではないかというふうに考える方もいらっしゃるかもしれないけれども、私からしますと、こういった周辺になじみやすく、そして前川さんが考えた区庁舎というの

は、やはり区民のことを考え、区民になじみやすい、区民が集まる広場のあるものをつくれたということで、時代的に非常に先進的だったわけです。その後いろいろなところでそれが影響しました。その代表的な区民会館であり区庁舎なわけですが、今これからの区庁舎、区民会館のあり方を考えるときに、前川さんのものがあるということがマイナスなのではなくて、これが必要なんだという考え方ができるのではないかと思います。

そして、今日の事務局の建て替え案というのも、もちろん建て替え案はこれだけではなくもっといろいろなあり方があって、ご説明の中でももう少し低くできるかもしれないとかそういうことがあったのですけれども、ここで広場がとれますよというご説明については、必ずしも意味のある広場にはなかなかない、つまり高い建物で業務施設のあるところの広場と、今のような広場、区民会館の下の広場からつながって外の広場もある。これは、最初この委員に声をかけたいただいたときに、区の方が、今も広場と区民会館を一体的に使ったりというふうに、とてもうまく広場が使われていますと説明をしてくださったわけですが、そういう使い方も継承することはとても意味のあることだと思います。今日は私としては可能性が一步広がって、大変よかったですと思いました。

以上です。

【会長】 それでは、委員お願いいたします。

【委員】 最初にちょっと質問を1点したいのですが、委員さんから説明いただいたものについては、駐車場というのをどこへ置くかというのは地下ということでわかったんですけども、最初の資料7-2の5ページに、駐車場300台ということで9,000平方メートルというのですが、これがちょっと私が聞き漏らしたのかもしれませんが、建物の地下に入れるということで、これは床面積には算定していない部分と理解するのでしょうか。

【庁舎計画担当課長】 駐車場につきましては、収容台数300台ということで地下に想定してまして、建物の4万5,000平米の延べ床面積とは別に9千平米程度をこの調査研究では書かれています。

【委員】 それを含めて、この新庁舎の地下1階という言い方は、さらにそれ以外に駐車場が検討されていますと理解するんですか。それとも新庁舎の地下1階というところに駐車場が含まれているというイメージなんでしょうか。

【事務局】 地下1階です。

【委員】 9,000平方メートルの駐車場が含まれるということですか。

【庁舎計画担当部長】 いや、中には含まれていなくて、この建物面積とは別枠で地下1階の部分に9,000平米を確保しています。

【委員】 はい、わかりました。一言、私も印象で言えば、いろいろやらなきゃいけないことはあるんでしょうけれども、選択肢としては全面建て替えしかないということではないというわけではないのではないかと思います。駐車場を除いて4万5,000平方メートルの床面積を確保するという意味では、今日委員さんからご説明のあったやり方もあり得るし、それからその前に説明のあった全面的に高層化するという考え方もあり得ると。多分、どちらがよいかという話が非常に難しいのですけれども、片一方の模型を見てしまうと、両方の模型を見ないと不公平な気もするし、そこは非常に難しいのですが、高層ビルの特徴というのはどうしても外側に広場をつくるということになります。どちらかというと低層型でいくと、今の建物がそうですが中庭型の空間配置をつくるということになりますので、同じ4万5,000とか4万8,000平方メートルの床面積を持つ建物をつくっても、でき上がったときのイメージというのは大きく違うんだらうなと思いながら2つの案のお話を伺いました。ということで、結論的にどちらかというのを、今日は私としては右だ、左だという旗上げはちょっとできないなというのが印象です。

それから防災ということで、私はそちらのほうが専門により近いわけですがけれども、防災という面で考えると、これは工夫の次第だと思います。そもそも区民会館のホールというところに物資を集めるということ自体、私は以前にも申し上げましたけれども、「入れ物」と「やろうとしていること」が基本的に違っていると思います。むしろこういうホールというのは帰宅困難になる人を収容するとか、あるいは3日、4日寝ないで災害本部として帰宅をしないで集中的に災害時の対策、対応をしなければいけない区の職員の方たちの休息の場としてこういうホールが使われるべきで、物を集めるという発想は、私はやっぱり敷地の問題ではなくて、都市のインフラの問題として無理だろうと思っています。したがって、どのような災害対策本部としての機能を付加するかということが、非常に大事な設計課題だと思っています。それは、全面建て替えでも、一部建て替えでも両方とも、やりようはあるなと判断しました。

高層階といっても8階、9階ですので、エレベーターはいずれの場合も止まると思いますが、足で対応するというようなことですので、最終的には設計の段階でしょうけれども、そうした最低限のエネルギーで災害運営をするときに、どこに本部を置いてどういう対応をするのかということ、シミュレーションしながら考えていけばいいだろうと思ってい

ます。10階建ての10階に防災対策室をつくった区があるんですが、それはやはり非常にまずい設計だと思います。エレベーターが止まるということを前提に考えても、10階の部屋というのは見晴らしはいいですけども、いざというときには使えない。やはり地上に近いところでそうした空間を確保できるようなやりくりが必要だろうと思っています。現在の分散型ですと、そういう場をつくるということは確かに難しいと思いますが、今日の2つの案であればどちらの案であっても、設計上の工夫でより十分な対応ができる防災性能を持つことはできるのではないかと思います。

以上です。

【会長】 どうもありがとうございました。

では委員、お願いします。

【委員】 まず、今日の感想ですけども、委員さんの提案を見て、これだけいろいろいじくるんだらば、結果的には柱と天井と床のコンクリートしか残ってなくて、あとはみんな新しくするんだというイメージに受け取れたというのが1つですね。それから、地下をもう一階掘るのか、掘らないのかちょっとよくわからないんですけども、現実には、やっぱり地下構造物は非常にコストがかかりますね。それで、今先生も言われたように、やっぱりエネルギーセンターだとか、それから防災センターだとかそういうものの柱はピシッとどこか真ん中に置いておかないと、いざというときに困るかなと思います。そういう意味では、これを建て替えたほうが早いんじゃないかなという気は、私はしております。

それで、前回この建て替えを考えた場合にも、区民会館の位置づけというのがよくわからなかったですね。うちの学校も学生が使わせてもらっていますし、今日も演説会か何かやっているようですけれども、ほんとうに世田谷区は区民会館をどういうぐあいに考えて使おうとしているのかと、例えば区民に快適な音楽を与えたいというんだったら、人見の記念講堂もありますし、農大にも1,200人ぐらい入るホールはあるんですけども、ほんとうにこういうホールがこれから必要なのかどうか。例えば先ほどのお話だと、500人程度の云々という話が出ましたけれども、そういうこともあるかもしれないですね。だから、これはぜひ区民会館もこの庁舎のプランの中の1つだというぐあいに考えますと、やはりどういう利用の仕方が一番ニーズがあって、今後どういう使い方をしたらいろいろな面で多面的に使えるのかとか、あるいは機能的に使えるか、それから区民のニーズに合っているかというのを、もう一回ちょっとお話があるといいなと思いました。

それから、先ほどから高層とか低層とか、増築とか改築とかっていう議論があるんです

けれども、基本的にやはりこの委員会ができた流れは、先ほど委員長もおっしゃったように、今この世田谷区としてはどういうものが必要で、それには、どういうことを考えなきゃいけないのかということが大切で、それが10階がいいとか、5階じゃなきゃだめだとかという議論をしないで、まず今の区民が困っていることをどういうぐあいに我々としては区長に提言申し上げて、区議会の判断をもって区がどのようにしようとするかというときの参考意見ということなので、今先生は「高い案も低い案も見たい」とおっしゃいましたけれども、そういう議論は、そういう印象がそこに落ちてしまうので、我々としては、前回から出ているような「バリアフリーの問題がありますね」と、「ああ、これは考えてあげなきゃいけないね」と、それから「やっぱり庁舎が離れて不便だね」と、「ああ、これも考えてあげなきゃいけないね」と、場合によっては、残せば前川さんの作品を残すことも考えてあげなきゃいけないかもしれない。でもそういうように考えて、やっぱり今の区民のニーズ、それから将来区民が求める区役所像をご提言申し上げれば、おのずと区長さんのほうで、建て替えるか、建て替えないかということは判断されるんじゃないかというように感じております。

以上です。

【会長】 どうもありがとうございました。

それでは、委員にお願いいたします。

【委員】 私、建築等の専門家ではありませんので詳しいことはコメントできませんけれども、いろいろな考え方があろうかと思えます。ただ、区役所にはやはり大震災、大災害等の非常時に区民のために拠点となって、最後のとりでとしてやっていただかなければならないということで、それにこたえられる建物を建てていただいたらよろしいんじゃないかと思えます。以上です。

【会長】 どうもありがとうございました。

委員、お願いいたします。

【委員】 まず最初に、事務局が非常に皆さんの委員の要望に対して真摯にいろいろな資料を事細かにつくっていただいたこと、それから委員が非常に情熱を持って、先ほど模型まで持ってきていただいて、非常にその情熱に対して、まずは敬服をしたいと思えます。ただ、中身が非常に技術的なものに入ってきてしまって、私も建築については専門家ではないので、どうしてもほんとうに安い、環境に負荷はないのと、ここで全然判定できないですね。それはもう専門家の方に判定していただくということにしまして、やはり今委

員がおっしゃったとおり、この委員会では、とかく事務局レベルで進んでしまうと漏れそうな項目を、いかに区民目線で「こういうことの要素をお忘れなく」というようなことをここでそろえていくというのがいいのかなというような気がしました。

以上です。

【会長】 どうもありがとうございました。

それでは委員のほうから。

【委員】 今日初めて委員からのすばらしい増築案が示されたわけなんです、やはりこれはいろいろやり方はあると思うんですが、両方の意見、今日は役所のほうで取りまとめもらったこの計画と、それからまた委員のこの計画、これは両方のことをよく検討して、その上でもって判断していかなきゃいけないと思いますね。ただ、問題は、これはやっぱりなかなか増築といいましても、特に区民会館は高齢者クラブでしょっちゅう利用させていただいているんですが、何せ今のところ非常に外観とか広さや何かにおいては非常にいいんですが、トイレの問題だとかスロープの問題だとかそういう点で、高齢者にしてみると危険性が非常に多いんです。1,000人ぐらいの会合はしょっちゅうやっているんですが、誰かが必ずけがをしているというような結果がいつも出て、しょっちゅう文句は言われているんですけども、もちろん増築の場合だってそういうのは徹底的に改良してよくするような方法もあるんじゃないかと思いますが、以前、庁舎の中を見せていただいたときの感想からいきますと、やはり50年という歳月は、非常に建物でも何でももう傷み切っているというような状態はそのとおりだと思いますが、やはり増築する場合であれを結構直すということは、建て替えるよりは安いんでしょうけれども、いずれにしても相当のお金がかかる、そしてまたどうしても改築するようなわけにはいかない点も出てくるんじゃないかなと思うんですが、私も専門家じゃないですからよくわかりませんが、いずれにしてもこれは非常に難しいと思いますけれども、やはり改築のほうが手取り早いような気がするし、前川先生のこの設計もなるべくなら保存したほうがいいようには思いますけれども、あまりこだわる必要もないんじゃないかなというような気もいたしますし、あまりこの委員会も時間もないような気がしますので、皆さんで事務局を含めてしっかりと検討して、よりよい方向に進んでいただければありがたいと思います。

以上でございます。

【会長】 どうもありがとうございます。

では委員のほうから。

【委員】 いろいろとこうやって意見が出ているんですが、前川さんのこうやってすばらしいものというか、これが40年、50年たって、結局その後第二庁舎、第三庁舎と次々と継ぎ足しというか、それは土地があったからこうやって第二庁舎、第三庁舎と持っていくことができたんだけど、ここでそこまでの思いつかなかった建築家っていうか、設計をしたときにこれだけの区民になるという見込みはなかったわけですよね。だから第二庁舎、第三庁舎とだんだん継ぎ足してきたんであって、ここでまた同じことを繰り返すのではないかなと、我々素人から見るとそういうふうに見えるようになってきたんですけれどもね。だから、じゃあどういふ結論に持っていけばいいかという、もう増築という状態では間に合わないというか、今後例えば前川さんのこういったようなものを残すという問題とは別に、50年先のことを考えたときに、今ここでもう一回、第四庁舎という名前をつけなくても改築をするとか増築をするんだったら、単なる手直しに過ぎないんじゃないですかね。我々素人ですから、そこまでお金をかけるんなら、いっそのこと新しいものをつくったほうが、それなりに今後50年先のことを見たときに、やっぱりそういうふうな見方をしていたほうがいいんじゃないですか、私自身はそういうふう、今日のこうやって流れを見ていて感じるんですけれどもね。また同じことを、例えば第二庁舎ができたのは第一庁舎から何年後にできたか、第二庁舎から第三庁舎ができたのは何年後にできたのか、もうそれをみんな見てくると、またここで10年か20年先に、それは確かに歴史のある建造物かもしれませんが、また同じことをやるんだったら、いっそのこと新たに建設したほうがいいんじゃないかという、私なりの意見として、今日の流れからいけば、大分自分の発言したことや何かも今日の議題に取り上げられてきているものですから、そういうふうを感じるんですよね。また同じことをやるんだったら、新たに新規にしたほうが、予算面とかいろいろな計算の仕方はあるかと思いますが、ここで手直しをするよりは、はっきり言って新しいものをつくったほうがいいんじゃないかなと思います。

【会長】 ありがとうございます。

それでは委員、お願いします。

【委員】 増築にしても、改築にしても、私は専門家でないものですから、こういう話を聞いてもちょっとよくわからないところもあるんですけども、ただ、一般論といたしまして、この前も私は改築のほうがいいんじゃないかという話をしましたんですが、例えば防災にしても同じなんです、防災センターをまずつくって、世田谷区中にちゃんとき

ちっと指揮ができなければいけないという、先ほど先生からお話があったとおり「あまり上でも困るよ」という話なのでそのとおりだと思いますが、いずれにしてもいろいろとわかりやすく、また職員が使いやすいものをつくらなきゃ意味がないと思うんですね。また区民会館にしても、1,200名が定員だそうですけれども、ほんとうに年に何回ぐらい満席になっているか、時には200か300しかいないことも結構あるみたいですし、また集会室にしても同じようなことで、最近はお客さんが多くて満員が多いようでございますけれども、やはり中に二、三十人でやっているときもありますので、できたらあの辺も少し仕切ってもいいんじゃないかなと、その大きさの中で、例えば1,200は要らないとすればもう少し小さくして、もっと会議室をあそこに集めてもできるんじゃないかなということを思っておりますが、広場も絶対に必要なことで、これはもうなるべく広場は広げておかないと困るので、できれば低いというより大きなものにして、面積を狭くしていただいたほうがいいんじゃないかと思っております。

以上です。

【会長】 どうもありがとうございました。

それでは委員、お願いいたします。

【委員】 私が思うのには、正直なところ今、世田谷の4地域、もう部屋がないんですよ、ボランティア団体が多いので。借りるのに2カ月前から抽選で借りて、それで落ちた人は利用できないということで、中には町会で総会ができなくて、役員がわからないというような、これは各4つの地域がそんな状態なんで、できれば部屋を細かくしても、何か一般の方がボランティアが活動できるような、先ほど委員が言った、どこかで今やっているというような借りられるところがほんとうにないんですよ。それで、それに対して、そこら辺、一般の人が考えているんですが、なかなか私なんかもおしゃべりが下手でできないで、今日も1時半からこの部屋で会議があったんですが、「4時までにあけないと困るんだ」ということで急いで終わって、この部屋はなかなか、何回ぐらいからかそういうことで「何時まで終わらせてください」というような、「後が入るので困る」というようで、大変この近くの方も、ここを使うというのに部屋がほんとうにボランティアの方がいろいろ多いんですから、そこら辺も少し頭に置いていただければと思います。

以上です。

【会長】 どうもありがとうございます。

それでは、委員、お願いいたします。

【委員】 先ほど来ご審議いただいているんですけども、庁舎の床面積が必要なだけは確保しなきゃいけない、それからバリアフリーは確保しなきゃいけない、防災対策はしなきゃいけない、そういうことの条件がいろいろあるわけですね。いろいろの意見があって、前川建築もできたら残しておきたいと、要望事項はたくさんあるんですけども、面積を確保するというのは、今の増築でも確保できるんだと思うんです。面積は確保できてもいいし、それからまた、私らは建築の専門じゃないからわかりませんが、今まで要望されている条件は全部満たすことができると、耐震も満たせましょうし何も満たすことができるんだというお考え、それなら新築も改築も増築も関係ないわけですけども、ただ、私が考えるのは、やっぱりできたら周りの空地はできるだけ残しておきたいというのが考え方、今先ほど委員のお話ありがとうございましたように、空地が残っていたから第二庁舎ができ、第三庁舎ができて、時代に対応できたということですね。やっぱり空地というのは、緑化についても屋上の緑化に比べたら地面の上の緑化というのは何倍もできる、緑の面積を増やせる緑化ができるということ、だから私はやっぱり空地が一番大事だと思います。防災の拠点として区民会館ですか、あれは一応フロアーになるようなことも、先ほど砦支所も見てきたんですけども、やっぱりああいうふうにするとほんとうに防災の拠点なんかはすばらしいなと思います。やっぱりそれはそれで防災の拠点に使えるような形のフロアーもつくったほうがいいと思いますし、そういうことで、委員のおっしゃるとおり面積もできて条件を満たすことができます、これは私、設計の専門じゃないからわかりませんが、そうしたときにその条件を満たすために費用がどのぐらいかかるのか、新築のときとどれだけ費用が違うのかということ、それとやっぱり私の基本的な考え方は、地面は何に使ってもいいですからやっぱり残しておくべきだと、できるだけ残して確保しておくのがいいんじゃないかなと思います。

【会長】 どうもありがとうございます。

それでは委員にお願いします。

【委員】 この審議会は、やはり原則は堅持すべきであろうということです。それは前回の委員は、まとめて本庁舎機能の今のスペースで十分ではない、それから職務環境もよくないし、また利用する区民にとっても必ずしも十全でない。この問題を、その機能をどうするかということが第一義的な議論になるんだと。それから文化的な問題とかそのほかは別の問題として、審議会としての方向は、まずそこを基礎にして話をすべきだろうということなんです。だから改築、改修は、是非の問題も当然そこに集中して議論して結論が

出させるであろうと思うんです。委員案、僕は先ほどどなたかがおっしゃったように非常に熱心に検討してきている。これはやはり評価すべきだろうと思います。審議委員さんが責任を持ってこういう案も一つ出してきたということは、大変評価していくべきであろうと思います。

それで、委員案に僕は申し上げたいんですが、5回目に出された資料5-4の改築の方向で検討を進めることにした考え方という資料がありますね。そのときに、改修では抜本的な解決が困難なこと、否定的なことがずっと出ているんですよ。ところが、委員案はそれに反論していくことができる要素があるので、今日5つの柱を立てられた案でございました。要するに事業費の抑制ができること、それから既存の建物も新築同様に使用できるということ、それから環境負荷を与えないこと、それから建物は文化の継続性をするので使い捨てはいけないんだと、使い続けていくべきであると、それから周辺環境の影響を最小にとどめるという1つの柱を立てた案を出されていますね。

区側で示された、ご説明をいただいた7-2の資料は、平成18年度の調査研究報告書の内容をまとめたものなんですね。区が、先ほど時間をかけて説明していただいたけれども、今日の出されたご説明は「区として改築するために具体的な検討を行ったプランではありません」と否定しているんですよ、「ただし、こういうことも可能なんですよ」という1つのプランニングとして出されたものであると。だからあたかもこれが区側の案としてひとり歩きされると非常に困るという問題が内在するということがあります。

それから、最近の事例で改修をする老朽団地改修への実験ということで、ひばりが丘で元住宅公団の東久留米市のところを大規模に改修工事を行って、費用が3ないし4割負担で済むような実験をなされつつあるわけです。ですから、我が世田谷区のこの本庁舎の建て替えについても、ゴーサインが出たとしても、基本構想、基本計画をずっとつくっていかなくちゃいけないものですからずっと先のことになる、先のことになるとなれば当然時代の変化やニーズ、その他が変わってくるだろうと、そういう変化の状況の中で見て、今まで議論された要点、防災の問題とかいろいろな区民サービスの要点ということも内在するような設計を基本計画の中でつくらせればいい、我々がここで「この案がいい」、「こっこの案がいい」というそれは不可能ですよ。やれないことなんです。だからそのところはちゃんと我々は踏まえて議論していくべきだろうと思います。区民にとって必要な庁舎であることは間違いない、それは大原則であるけれども、だけどこういう設計で地下は何階にしてどうのこうの、駐車場スペースはどうということ、まだ先の話であると私は思って

おります。

まだほかにもありますけれども、以上でやめます。というのは、ここの敷地がほんとうにいかどうかという問題も、まだ生煮えの状態になっている問題があるので、これももう少し考えるべきだと思います。

以上でございます。

【会長】 どうも、貴重なご意見ありがとうございます。

それでは、委員のほうからお願いいたします。

【委員】 私が4月の中旬なんですけれども、目黒区役所をちょっと見学する機会がありまして、目黒区役所の見学に行ってきたんですね。それでこれは目黒区美術館が主催して、多分年に1回、4日間ぐらいやっているんですけれども、すごく丁寧に2時間ぐらいかけて見せてくださって、これは千代田生命がバブルのときに建てたビルを目黒区役所に直しているの、必ずしも多分使いやすいというわけではないだろうと思うし、空間的にも結構無駄なところはあるんですけれども、かなり設計者の意図を組み込んだ形で直しているなというのは感じたのと、すごく優しい区役所という大変なんですけれども、やっぱり感覚的にもスケールの的にも人間的な目線で直されているなというのは、案内されていてすごくわかったんですね。多分、もちろん今のITの問題とかで執務スペースは10センチ以上床が上がってたりとか、見えないところでの段差とかはあるんですけれども、多分天井も上にいろいろな設備を入れているから低くなったりとか、いろいろやっぱりそれは新築したほうがもっとすごいピシッとした空間ができたかもしれないけれども、すごく人間に優しい場づくりをしているなというのを感じました。

それと比べるとかということではないんですけれども、前にもちょっと私がお話したのは、ここの区役所を見学したときに、すごく修理というか修繕の仕方がものすごくその場限りという、丁寧にされていないとか愛情をもって接しられていないとか、「あっ、これはだめだから直さなくちゃ」みたいな、かなりそういう修理の仕方が多かったの、それがイコール前川先生が設計した建物で、この汚い、古いままの記憶が残って建て替えられるというのはすごく残念だなという気が、自分の中ではちょっとあります。

それから、基本的にはすごく難しいことだと思うけれども、できればこの建物は残して増築しなくてはならないと思うんですけれども、使ってほしいということがあって、その理由というのが、この建物はすごく地に張っているとか、新しい建物っていうのは、土地の問題とかいろいろあると思うんですけれども、どうしても上に立ってし

まう。ここはやっぱりすごくデンと地にへばりついているんじゃないけれども、何かそういう感じがあるんですね。それと、あとコンクリートがすごく汚くて、ほんとうはさわりたくないんですけども、すごくやっぱり高さとかそういうのが、私なんかの小さい女性でも威圧感が意外と受けない、多分それはスケールがそういうものだからじゃないかなと思って、そういう何か地に張っていて、それからスケールがすごく人間の目線になっているっていうことと、それから広場が通り抜けられるということとか、そういうすごいいかめしい建物なんだけれども、意外と人間的だと感じるのは多分そういうところじゃないかと思ひまして、そういう部分がやっぱりもしも生かせるんだったらというのは、よく最近新しい建て替えとかで、前面に前の建物のイメージを残して後ろに高い建物を建てるようなんだたら嫌だと思ったんですけども、さっきの委員さんのあれだと、わりと高さを抑えて今までの区役所のイメージっていうのも壊さないでできるんだたら、すごく時間がかかって多少のお金がかかっても、そういうこと対してもっとみんなが目を向けていってもいいんじゃないかなと思ったんです。

それともう一つは、自分のうちの近くでもどどんいろいろなものが壊されて新しくなっていく、そうすると壊された途端に、ここって何があったのかというのをみんな忘れていくんですよ。次に新しいのが建っちゃうと、もうほんとうに何もそこにあったものなんてだれも覚えていないという、それはちょっと残念じゃないかなという気がして、なのでこの世田谷の、どうして前川さんのこの案が選ばれたのかなって、どこかにないかなって私もいろいろ見てみて、探し切れていないんですけども、そのときに多分選ばれた理由というのはすごくあるんだと思って、それをだれも継承してなくて、だれもそんなことを忘れちゃって使っちゃってっていうと、さっき委員さんがおっしゃったのかな、多分50年たったら、今度新しく建てた建物も、「ああ、もう50年たったから、今は壊してもっと新しくしたほうがいい」という形で建てられるんじゃないかというちょっと危惧を感じました。

目黒区役所の、人間的な温かみというかそういう今の新しい建物にないよさというのを自分が身をもって感じたので、やっぱり今まではちょっとお金のことで、無理だったら無理じゃないかなというのも頭の片隅にあったんですけども、もしもできるんだたらそちらのほうに力をとというか、時間とかいろいろなことを割いてほしいなと思ひました。

以上です。

【会長】 どうもありがとうございました。

委員、お願いします。

【委員】 私は、今の建物を利用するのが可能ということは理解できたんですけども、果たしてそれが有効かという問題になりますと、やはり新しい目的意識を持って建て直すほうが、私は有効ではないかとやっぱり感じました。

以上です。

【委員】 皆さんにご提示させていただいたのは、今回のこういう審議会で話されるべき問題は、庁舎が抱えているいろいろな不自由な部分をいかにして直していくかということだと思っております。それで改築案が、どちらかという改築として進めていくという、まず最初に区長のお話があったと思うんですね。そのお話があった時点で、やはり改築だけじゃなくて、私はそういう改修と増築を含めた部分でも、やはり今不自由している部分は解消できるんじゃないかということで、今日お出しさせていただきました。それをすることによってやはりコスト的なメリット、先ほどお話ししましたが、大体新築の7割ぐらいでできるんです。だから30%ぐらいは税金の無駄使いをしないで済むんです。一般的な例として改修は7割ぐらいでできます。

それで、やはり3万3,000平米のコンクリートを壊す環境負荷というのが大変なものだと多分思います。数字が出てきましたらみなさんにお示ししたいと思います。そういう環境負荷の問題等を含めて、やはりしっかりその辺を踏まえた中で議論をしなくちゃならないんじゃないかということで、この代案的なものを出させていただきました。

そしてもう一つ軸があるのは、やはり前川さんという日本の近代建築を支えてきた人の建物であるということ。先ほど委員が、10年たったら、15年したらまたというお話でしたけれども、今度やる時は新築と一緒にですから、一緒なんです、10年して、15年してまたそれをつくり直すとかいうことじゃないんです、もう50年使っていけるんですということをご認識していただきたいんです。ですから、前川さんが28歳のときに建てた弘前にある木村総合研究所というのは、今75年使っています。国会議事堂も75歳です。だから建築は、使い続けていけば使い続けられるということをご認識いただきたいんです。

それで、1つ最近に出た判例で、名古屋市の旭丘高校という、今度民主党の河村たかしさんが名古屋市長になりましたよね、あの方の母校が取り壊しのいろいろそういう問題が出たんです。そこで、名古屋地裁は判例の中で付言して、「公共建築物は文化的側面をきち

んと調査してからじゃないと壊しちゃいけませんよ」という判例を出しているんです。これは非常に重要なことなんです。名古屋地裁が出しているんですよ。ですから、やはり公共建築物は、壊すときは文化的側面できちんととらえていかなくちやいけませんよということが実際の判例で出ておりますので、その辺もきちんと認識しておいていただきたいと思います。それで、文化的側面というのを、前はそれを話題にするとしたんですけども、今回の場合は、やはりきちんとした歴史的評価、文化的評価、まちづくり上の評価、機能的評価、それから経済的評価とこの5つをきちんと評価した中で、文化的評価というのをやっておかなくちやいけないと思うんです。ですから、それは審議会でやるべきことかどうかというのは、また問題があるかもしれませんが、そういう判例が出ているということをご認識いただきたいということです。

ありがとうございます。

【委員】 私、今、50年とかってお話で、建物のコンクリートって50年もつんですか。

【委員】 もちます。

【委員】 でも、あの時代ってあまり物がよくなかったわけですよね。

【委員】 ここのは全然いいです、多分。

【委員】 でも汚いじゃないですか、この庁舎は。

【委員】 汚いと建物がもつかとは違うんです。

【委員】 だってひびがいていますよ。

【委員】 ひびがいているからって建物がもたないか、だから私は第1回で、この建物のコア抜きっていいまして、コンクリートを抜いて中性試験をしたんですか、それからそれをつぶしてどのぐらいの強度が残っているんですかということをやったんですかということをご提示しましたけれども、いまだかつてその数字は審議会に上がってきていません。やっていなくて、それがどういうふうに50年だからもうだめだというふうに評価するんですか。

【委員】 いや、いや、評価じゃなくて50年もつんですかかって私は聞いたんです。

【委員】 だからもちます。ですから先ほど、国会議事堂は75歳ですよ、使い続けていますから。

【委員】 でも、これ自体はまだ調査していないんだから、わからないわけでしょう。

【委員】 多分、昔のコンクリートですから、今みたく——ああ、長くなっちゃいます

か、ごめんなさい。

【委員】 すいません、議論は後で……。

【委員】 はい、個人的な話になりましたね。

【委員】 まあ、どちらにしても……。

【委員】 もちます。

【委員】 私、頭に3つぐらい「はてな？」が出たんですけれども、コンクリートの問題と、それからそのために例えば鉄骨って書いてありましたよね、それで例えば劣化することとかそういうのもあるわけですよ。それからさっきの駐車場の問題も、300台でしたっけ？ で、300台が入って地下にしたとしても、もし防災の場合、何か災害があった場合に、その上に何トンもする水を積んだような給水車をどのくらいの強度で持てるのかとか、全然そういうのもわかんないんで、ちょっとこれが「はてな？」の、こう3つばかりあるんですけれども、それをまた次回、素人の私たちにもわかるように教えていただければと思って、ちょっと質問してみました。

以上です。

【委員】 私はちょっと、まず今日は委員として自分の意見を申し上げたいと思いますが、まず自分の意見を言う前に、今日の事務局の資料の出し方に関して言うと、若干不満があります。なぜかという、委員の案を全く問題がないかのように提示をするというのは、審議を混乱させるだけだと思います。前回の議論で明らかになったことは、低層で広いスペースを確保するということは敷地上相当無理があるということは、前回の議論で我々は見たはずであります。委員の発言、あるいはそのお隣に座っていらっしゃる委員の委員さんのご発言も、「あれは案になっていない」ということだったと私は思います。そういう問題点がどうなっているのかについて指摘を整理した上で委員に諮るというのが、私はこういう場合の筋だと思います。なぜならば、もう我々は相当議論を積み重ねてきているわけで、今までの議論を全く最初からやり直すような議論の進め方というのは、各委員にとって相当時間の無駄です。これはよく考えていただきたい。つまり、案になっているのか、なっていないのかということは、よく考えるべきだろうと思います。さもないと、ただ浪費をするだけであります。

というのは、今までの議論の中で、相当本質的な論点があったと思います。その区のヘッドクォーターとしてさまざまな機能を持っていかなくてはいけない、そのためにはスペースが必要であるということが、またしかもそのスペースに拡張性が必要であるというこ

とが、議論の中で確認されたことだろうと思います。情報装備も必要であります、そういうことができる庁舎にならなくてはいけない、ただ単にスペースが確保できるという以上に、そういった機能の面で新しい庁舎が持たなくてはならないものがあるということが、今までの議論の積み重ねでできていたわけですから、それをきちんと整理した上で議論をしないといけないと思います。私は、前回の議論で、おおむね皆さんの意見が改築であったという取りまとめをしたと思います。そういった議論をまたひっくり返すような手順で進められるということに対して、私は大変不満があります。

私の意見は今の以上の発言の中に入っていますので繰り返しません、新しい時代の庁舎ということは、それなりの機能を持った庁舎でなくてはならないと、それができる、可能かどうかという観点からのアセスメントが大変重要な論点だろうと思います。

最後に1点、前川建築について申し上げたいと思いますが、前川さんがこの建物をつくったときに、建物だけをつくったわけではなくて、空間を設計しているわけであります。その空間の設計の中で、例えばこの敷地の中に建物をいわば植え込むと、密集させるということは、おそらく彼の建築を評価する上で大変重要なそれに対する変更になろうかと思っています。私は、単に1つの建物の価値だけを見るべきではないというのが、前川建築の文化的価値に対する意見です。

以上です。

【会長】 どうもありがとうございました。

【委員】 改築では納得していないですよ、言っておきますけれども、前回は。今の発言は訂正してください。

【委員】 おおむねの意見はそうだったと思います。

【委員】 いや、前回は改築では納得していません、みんな、おおむねの人は納得していません。それは決めつけて言わないでください。

【委員】 私の理解はそうであると思います。

【委員】 改築と改修の方向があるということ、皆さん認識したと思っています。

【会長】 時間も来ましたので、この辺で今日のまとめをさせていただきます。

【委員】 1点よろしいですか。

【会長】 まだありますか。

【委員】 はい。私が前回「これは案になっていない」と言ったのは、区のほうから提示された、細切れのすき間にどんどん積み木のように埋め込んでいく増築案について「こ

これは案ではない」と言ったわけです。今日も提示されていますけれども、委員さんが出された案について「これは案ではない」ということを、私は言ったつもりはありません。それだけ確認しておきます。

【会長】 はい。時間も参りましたので、今日の一応締めのところまで行かなければなりません。

それで、審議会も残り3回ということで、そろそろ諮問事項に対する答申の作成に次回から入らなきゃならないということになります。一応答申の事項も改築ということのでいわゆる諮問が出ているわけですし、これに対して「改築案まかりならん」という答えではなくて、やはり改築ということについての諮問を受けているわけです。

【委員】 違います。基本的事項についてという諮問ですね？

【会長】 改築に対するね。

【委員】 いや、そんな文字は入っていませんよね。

【会長】 ちょっともう一回諮問事項をちょっと読んでもらえますか。これは私の勘違いかもしれません。

【委員】 基本的事項についてという、違いました？

【庁舎計画担当課長】 諮問事項は、「世田谷区役所本庁舎等の整備に関する基本的事項について」ということです。その諮問理由といたしまして、「世田谷区ではこのような庁舎の現状について抜本的な解決を図るために、本庁舎等について改築の方向で検討に取り組んでいくこととしました。そこで、庁舎の現状と問題点を踏まえて、本庁舎等整備の基本的な事項について諮問いたします」ということです。

【会長】 たしかそういう改築が入っています。改築っていう話が入っている。

【委員】 ここでは基本的事項という……。

【会長】 ええ、なんですが、「一応改築ということは前提にして考えていますよ」ということが区のほうから出ていたということです。

【委員】 「前提にして」なんですか。

【委員】 そういうふうには初め伺わなかったんですね。

【委員】 「含めて」なんですか。確かに区長さんが最初にごあいさつになったときに、「私は改築をしたいんだ」というふうに明快におっしゃったのは覚えています。

【庁舎計画担当課長】 本庁舎等の抜本的な解決を図る手法について、そのものが基本的事項の重要な部分だと認識しています。「区長自身は改築の方向で検討に取り組んでい

くこととしたが、どうですか」という諮問でございます。

【委員】 この審議会に諮問されているのは、「改築について検討しろ」というんではないですよ。

【会長】 ええ、「しろ」ではないです。

【委員】 基本的事項です、抜本的対策の基本的事項。

【会長】 そういうことで、これに対する答えを書かなきゃなりません。それで、やはり書くためには、特に大きな意味では機能面についてきちっと回答しなければならないということです。皆さんが今日いろいろご意見いただいたものを取りまとめまして、諮問に対する答申の案を次回にいただくと、案を書いてもらうということで今日の結論にしたいと思います。今日、また随分いろいろな議論をいただきまして、ありがとうございます。

【委員】 会長。今日配付された資料でしょう。

【会長】 はい。

【委員】 ここの中の3番目、「本庁舎等が抱える課題や問題点を解決するための整備手法」というところがありますね。私は、ここのところの(2)のところはまだ十分な議論がないと、生煮えの状態になっていると。ということは、まだこの間6つの箇所を出されましたけれども、経年、年が経るにつけて、やっぱり三軒茶屋で公社がかわったり、敷地が確保できるような場合には、区民の声の多くは「交通の手段のあるところでもやってくれよ」というふうな声も聞いていますし、文書で出されています。そんなことも、やっぱりまとめる前にちゃんと入れておかなきゃいけないだろうと思います。だからこれだけだと、要するに改築に賛成という形で書かないということ。だからこれも本庁舎、ここは必ずしもいいということだけではないとまとめていくべきだろうと思います。

【会長】 今のご意見もあわせて、皆さんの意見を集約した形で、基本案を次回にお出し願いたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

【委員】 今日の参考資料については、説明はないんですか。

【庁舎計画担当部長】 はい。もうたたき台はとりあえずつくって、それがすぐということではないので、議論していただくネタだけはとりあえず次回、事務局サイドとしてつくらせていただければと思います。

【委員】 じゃあこの答申案の構成素案というのは、今回、本日は全く審議をしなかったということで扱いますということですね。

【庁舎計画担当部長】 はい、そうです。ですから参考資料にしかしておりません。「こんなこと書いていきますが」ということだけのご説明でございます。

【会長】 よろしゅうございますか。

【委員】 はい。

【会長】 それでは、今日の審議はほぼ終わりになりますが、第8回審議会の日程の確認について、事務局から説明をお願いします。

(「次回日程の確認」)

【会長】 ほかに事務局のほうから。

(「事務連絡」)

【会長】 それでは、本日の審議議事録につきまして署名いただく委員を、私のほかに河原委員をお願いいたします。後日、事務局より議事録を作成されますので、内容を確認されて、次の審議会の際にご署名をお願いいたします。

それでは、本日はこれにて審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —